

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鈴鹿市	庄内地区 東庄内町	2020年12月4日	2020年12月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	181ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	94ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	43ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	27ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	36ha
(備考) ・認定農業者が中心となり、主に水稻、小麦、茶を生産する。 ・地区内の農地は概ね中山間地域に指定され、高低差のある農地や獣害問題等、生産条件は不利である。	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・現在、離農農家の増加により、農地は既存認定農業者に集中的に集積されているが、作業量の増加に伴う農地の適正管理が懸念される。 ・既存認定農業者が不在となった場合、経営継承する農業者が不在である。 ・特に生産条件の悪い農地は荒廃化しており、獣害対策と併せ農地への再生が急務である。 ・獣害被害の多発により、収穫量の減少や対策にかかる高額な経費等が負担となり、農業意欲の減退などから農村環境の悪化が危惧される。 ・ほ場間の移動時間が大きく、通常の耕作や畦畔の除草、水管理等の作業効率が悪い。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>庄内地区の水田利用は、中心経営体である認定農業法人が担い、茶畑利用については中心経営体である認定農業者2経営体が担っていく。</p>
<p>入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進し、将来の担い手不足に対応していく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、229筆、272,069㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 東庄内町では、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 農地所有者との話し合いを進め、農地の集積・集約化を促進し、畦畔の除去等による耕作条件の改善を図るとともに、用排水路等の補修又は更新による長寿命化を図る。</p>
<p>担い手の経営安定対策 中山間地域にかかる補助事業等を活用し、集落ぐるみで担い手の支援・育成を図る。 また畑作においては、高収益作物との複合経営化等を進める。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 ニホンザル、イノシシ、ニホンジカを中心に鳥獣被害があることから、関係機関による対策協議会を設置し、集落ぐるみの追い払い活動など計画的な捕獲・管理に取り組む。また、少子高齢化による集落機能の低下や狩猟者の高齢化による捕獲力の低下がみられるため、若手狩猟者の育成に取り組む。</p>
<p>荒廃農地対策 遊休農地については鳥獣対策の一環としても解消を進めていく。その際に市の補助金等を活用していく。</p>